

所管部課	福祉部障害福祉課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市障害支援区分判定審査会規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>障害支援区分判定審査会の委員の任期は、政令の規定により2年であったが、平成28年4月1日施行の政令改正により、条例で定めることにより3年とすることが可能となった。</p> <p>ここで、障害支援区分判定の更なる平準化を図る必要があることから、東大和市障害支援区分判定審査会委員の任期を、現行の2年から3年に変更するため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任期を3年とする。</li> <li>・その他の文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>障害支援区分判定の更なる平準化を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和3年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。